

営繕工事における週休2日工事（発注者指定方式）の制度概要

1 概要

項目	内容
目的	・「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保」を図るための取組の一つとして、 <u>建設現場における週休2日を確保するための制度</u>
週休2日	・対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となった状態
現場閉所（現場休息）	・現場閉所とは、1日を通して現場がされた状態 ※ <u>現場事務所での事務作業も不可</u> ・現場休息とは、分離・分割発注した工事の場合で、発注工事単位で、1日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の現場作業がない状態
対象期間	・現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間 ・ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（自主施工期間で工事を一時中止する期間を含む。）などは含まない
発注方式	・ <u>発注者指定方式</u>
予定価格	・ <u>当初設計から労務費の補正を行って工事費を算出し、これを基に予定価格を作成</u>
契約額の変更	・ <u>現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更</u>

2 事務の流れ

段階	受注者 （現場代理人）	道建築局 （工事監督員又は計画管理課担当者）
公告		・対象工事である旨を明記 （公告及び特記仕様書）
入札	・ <u>労務費補正を考慮した金額で応札</u>	
初回打合せ時等	・対象期間を設定 ・計画工程表を提出（様式は任意とし、他の書類と兼ねることができる。）	
施工中	・対象期間を変更する必要がある時などには、現場代理人は工事監督員と協議	・計画工程表及び既存の書類等により現場閉所（現場休息）状況を確認 ・ <u>週休2日（4週8休以上）に該当しない場合は、契約額を減額変更</u>
完成後	・アンケート調査に協力	

3 留意事項

- （1）工事監督員は、災害対応等の緊急時を除き、現場閉所日（現場休息日）の前日などに現場閉所中（現場休息中）の作業が発生するような指示等を行わない
- （2）詳細については、営繕工事における週休2日工事实施要領をご確認ください